

1. 重度障がい者医療費助成事業

(1) 見直しの内容

① 2020年10月から神奈川県基準に合わせて所得制限を導入します。

神奈川県重度障害者医療費給付補助事業補助金交付要綱に合わせ、所得限度額を超える方については助成の対象外とします。なお所得限度額については、前年（1月から6月までの間に対象者となる手続きが行われる場合にあっては前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する特別障害者手当における所得限度額と同額となります。

扶養親族等の数	所得限度額の例
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円

② 助成対象者に逗子市後期高齢者医療に関する条例に規定する被保険者を追加します。

国民健康保険法による本市の被保険者については、住所地特例により市外の施設等に入所された方も助成対象としていることから、これまで後期高齢者医療制度についても国民健康保険法による本市の被保険者に準じた取り扱いをしておりましたが、あらためて要綱に明記をするものです。

2. 知的障がい者等雇用促進事業

(1) 見直しの内容

① 2019年度（平成31年度）から、障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率が課せられている「障害者雇用納付金制度」対象事業者は、雇用報償金の支給対象外とします。

常用労働者が100人を超える事業者については、法定雇用率（民間企業2.2%）未達成の場合、障害者雇用納付金として一人当たり月5万円が徴収されるため、市の雇用報償金の支給がなくても雇用の促進は一定程度図られるものと考えられるため対象外とするものです。

② 雇用報償金の支給開始月について、認定を受けた日の属する月から支給

するものとしします。

これまでは、申請をした日の属する月の翌月から支給していましたが、この場合雇用が決まってから申請すると、申請月は支給の対象外となってしまうことから、申請者の不利益にならないよう改正をするものです。

3. ハンディキャブ運行事業

(1) 見直しの内容

① 2019年度（平成31年度）から、事業を廃止します。

事業開始当初は、市内に車いす及びストレッチャーに対応した福祉車両が少ないため、ハンディキャブの需要がありましたが、近年の高齢化の進行等により一般のタクシー会社や介護タクシー事業者などでも福祉車両を備えるようになり、ハンディキャブの稼働率も低い状況が続いていることから事業を廃止するものです。

なお、介護認定のない身体障がいのみの方については、廃止に伴う経過的な措置として、直近2年間（平成29年度及び30年度）にハンディキャブ利用実績がある方に対して、タクシー等の助成制度の導入を検討しています（年間上限18,000円を予定）。また、介護認定のある方については、介護保険の移送サービスや通院等乗降介助の利用を検討していただくことを検討しています。

4. 日常生活用具給付事業

(1) 見直しの内容

① 2019年度（平成31年度）から、市の要綱で定めた利用者負担額について、国の基準（補装具給付事業と同基準）と同額に変更します。

逗子市重度身体障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱により、所得に応じた定額の利用者負担額を設定していますが、補装具給付事業でも適用している障害者総合支援法等に基づく負担基準に合わせて定率一割負担と所得に応じた負担上限月額を設定した利用者負担額に変更するものです。

② ストマ用装具など在宅以外でも使用が不可欠な日常生活用具について、在宅の要件を外します。

これまでも、ストマ用装具、頭部保護帽、歩行補助つえ、携帯用会話補助装置、点字器、人工咽頭及び収尿器等といった在宅でも施設の入所

等でも日常生活に不可欠な用具については、運用の中で入所者等、在宅以外の方に対しても給付を可能とする取り扱いを行っていましたが、あらためて要綱に明記をするものです。

5. ストマ用装具購入助成事業

(1) 見直しの内容

① 2019年度（平成31年度）から、事業を廃止します。

ストマ用装具については、日常生活用具給付事業の給付対象となり、所得に応じて一定の公費負担をしているところですが、ストマ用装具に限ってはその利用者負担額分についても、さらに市の単独事業で上乗せの助成を行っているところでしたが、日常生活用具給付事業の利用者負担額の見直しに伴い廃止をするものです。

6. 移動支援事業

(1) 見直しの内容

① 2019年度（平成31年度）から、市の要綱で無料としている利用料について、国の基準（障害福祉サービスと同基準）と同額に変更します。

逗子市障がい者等移動支援事業実施要綱により利用料は無料としておりますが、居宅介護や生活介護など障害福祉サービスでも適用している障害者総合支援法等に基づく負担基準に合わせて定率一割負担と所得に応じた負担上限月額を設定した利用者負担額に変更するものです。

② 2019年度（平成31年度）から、市の要綱で6月30日までとしている有効期限を、利用決定の日から原則1年以内に変更します。

逗子市障がい者等移動支援事業実施要綱により有効期限について原則として利用決定の日後最初に到達する6月30日までとしておりますが、利用決定した日によっては数か月の短期間で有効期限が到来し再度申請手続きが必要になるなど利用者の負担が少くない状況にあるため、有効期限を利用決定の日から原則1年以内に変更するものです。

③ 2019年度（平成31年度）から、通所及び通学支援についても一定条件の下で支給決定ができるように変更します。

通所及び通学支援については、現在やむを得ない事情がある場合以外は原則として認めておりませんが、利用者のニーズ等を踏まえ、訓練目

的、保護者の就労や傷病など一定の条件の下で通所及び通学支援についても支給決定ができるように変更します（月の利用回数の上限はこれまでと同じ10往復（片道20回）までとなります）。

7. 訪問入浴サービス事業

（1）見直しの内容

- ① 2019年度（平成31年度）から、市の要綱で無料としている利用料について、国の基準（障害福祉サービスと同基準）と同額に変更します。

逗子市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱より利用料は無料としておりますが、居宅介護や生活介護など障害福祉サービスでも適用している障害者総合支援法等に基づく負担基準に合わせて定率一割負担と所得に応じた負担上限月額を設定した利用者負担額に変更するものです。

- ② 2019年度（平成31年度）から、市の要綱で6月30日までとしている有効期限を、利用決定の日から原則1年以内に変更します。

逗子市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱により有効期限について原則として利用決定の日後最初に到達する6月30日までとしておりますが、利用決定した日によっては数か月の短期間で有効期限が到来し再度申請手続きが必要になるなど利用者の負担が少なくない状況にあるため、有効期限を利用決定の日から原則1年以内に変更するものです。

- ③ 2019年度（平成31年度）から、報酬単価を変更します。

現在、報酬単価は1回当たり13,025円（1,250単位×10.42（設定時の地域区分））としておりますが、他市と比べ高い単価設定となっているため、1回当たり12,500円に変更するものです。